

けやきの村便り

発行●社会福祉法人けやきの村 〒960-0261 福島市飯坂町中野字高田前2-7 TEL024-542-3275 FAX024-542-6978
E-mail:keyakinomura@deluxe.ocn.ne.jp

社会福祉法人けやきの村経営理念「あなたとともに そして あなたのために」

「8月4日」3年ぶりの納涼祭開催!!



卷頭言 就任あいさつ



けやきの村
常務理事兼園長
菅野 義則



青松苑
苑長
野地 与一

令和4年4月1日より、佐藤武美前園長の後任として障害者支援施設けやきの村園長に就任いたしました。前任の静心園在任中は皆さま方よりご協力ご支援をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

現在けやきの村は生活介護施設入所・就労継続支援B型・就労移行支援・短期入所、と多くの事業を展開している施設でもあります。園長就任にあたり氣の引き締まる思いですが、法人の基本方針「あなたとともに創造し続けます」「あなたのためのために全力を尽くし続けます」「つながる社会を目指し続けます」を常に念頭におき職員一丸となって理念の邁進に努めていく所存でありますので、今後も皆様からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

4月より就任いたしました野地でございます。

けやきの村に入職して、初めての勤務先が青松苑でした。今回の着任時には、当初から利用されている多くの利用者様から声をかけていただきました。

利用者様も高齢化が進み身体機能の維持・嚥下機能の低下による誤嚥性肺炎のリスク回避が、今後の課題になつてきました。青松苑は、各部署との連携を図り、看

護師・作業療法士による機能訓練の充実・管理栄養士による栄養マネジメントの充実・生活支援による口腔ケアの重要性と知識を身につけ支援を進めています。11月からは、B型事業の廃止に伴い、日中活動についても今まで以上の取り組みが必要です。施設敷地内でも外での活動方法を工夫し楽しんで生活していただけるよう取り組んで参ります。職員一人ひとりが、利用者様一人ひとりを知り理念に沿つたかかわり方に努めでまいりたいと思います。



静心園
園長
齋藤 美恵子

今年の4月から園長職に就かせて頂いています。

元々は看護師として入職しました。障害者支援施設での勤務は初めてで、戸惑うことも多くありました。利用者の皆さんに助けて頂きながら過ごして参りました。

ここは生活の場ですから、日頃から利用者の皆さんに寄り添うことで細かな体調の変化にも気が付くことが出来、早めの対応が出来ることで重症化を防ぐことが出来ています。具合が悪くなつてから対応をする看護師ではなく具合が悪くならないように日々の健康をサポートできる看護師を心がけて参りました。

園長になつてからも基本的な姿勢を変えることはなく、常に利用者の皆さんのもとに足を運んで普段の何気ない会話をしながら利用者の皆さんと一緒に過ごしていきます。有難いことに優秀な専門職やスタッフも揃つております。スタッフの提供が出来るよう現場のスタッフが中心になり活動してくれています。

けやきの村の新しい理念「あなたどもに そして あなたのため」を復唱しながらスタッフ一丸となつてこれからも頑張って参りたいと思っています。

けやきの村

■創作活動(季節の作品作り)

7月に向けて七夕をイメージした作品を作成しました。参加された方は自分の好みの模様にしたり、シールを張って奇麗な作品が出来上がりました。



■創作活動(就労B型事業所)

6月と言えば梅雨。ということで作業の合間に、かたつむりと傘を作りました。



青松苑

■介護外出

今年は昨年より多く外出の機会を設けたいとおもいます。感染予防・対策はしっかりとおこないながらになりますが、買い物をたのしんで欲しいです。その他にも、各種行事、給食のお楽しみランチは数種類の弁当を自ら選んで食べる、パンまつりも選んで食べるなど楽しめる工夫をしています。



<介護外出風景>



<お楽しみ会>



<お楽しみランチ>

静心園

■園芸クラブ

5月18日、青空の下園庭の花壇にお花やトマト、きゅうりなどの苗を植えました。利用者の皆様からは「お花きれいだね」「トマトが食べたい」などお声が聞かれ、収穫を楽しみにされておりました。



■わくわくデイ

5月4日、園内ホールにて、池を模した段ボールにお菓子やお魚を入れて、釣り竿を使って魚釣りゲームをしました。お目当てのお魚が釣れた時はとても喜ばれる姿が見られました。



桃の里

■ボウリング大会

久し振りにボウリング大会を行いました!! 桃の里のボウリングといえば、台を使って、ボールをピンめがけて、そ～っとそ～っと離します。
目標せ!ストライク～(^^)/



■七夕

今年は皆様の願いを込めた短冊と、織姫様・彦星様のコロコロ人形を作りました。お一人お一人ユニークな願い事の方もいれば、ご家族を思う願い事など…
最後に七夕飾りと記念写真を撮りました。



相談支援センター

包括主催の介護予防教室ひまわり教室において、5月19日歯科衛生士永山 直美先生に来ていただき、口腔出前講座を開催しました。参加者からは「歯の磨き方や食べる姿勢を含めた食べ方など初めて学ぶことができた!」「家に帰ったらやってみよう」等と聞かれ、好評でした。今後も飯坂北地域包括支援センターでは、楽しくためになる介護予防教室を開催していきます。教室開催についてのお問い合わせは飯坂北地域包括支援センターまで。



災害時における障がい者及びその家族のための避難所運営モデル事業避難訓練実施

5月21日、福島市と共に福祉避難所の開設訓練を実施しました。実際に災害が起きたことを想定し、利用者様にもご協力いただき福祉避難所の開設から閉鎖までの流れを確認しました。



苦情解決委員会

令和4年6月22日、けやきの村集会室において第21回苦情解決委員会が開催されました。委員会は第三者委員、理事長、常務理事、事務局長、各事業所の苦情解決責任者及び苦情受付担当者が出席しました。令和3年度については苦情案件が発生しなかったため、「虐待防止について法人の取組」及び「昨年の相談会その後の取組状況」について協議されました。

■虐待防止について法人の取組

・障害者総合支援法の改正

1.従業者への研修実施（義務化）

- ①法人内新任職員研修会プログラムに「虐待の基礎的理論と虐待防止の取組みを学ぶ」
- ②ふくしま障害者虐待防止センター実施の訪問研修会受講（3施設）
- ③関係機関主催の虐待防止に関する研修会への積極的な参加促進（県社会福祉士会等）

2.虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。（義務化）

- ①以前から法人内及び各施設に虐待防止・人権擁護委員会は設置されていたが、令和4年4月から各事業所の運営規程にその文言を入れて明文化している。

3.虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

①各事業所の重要事項説明書に虐待防止責任者及び窓口担当者を定め明記している。

・法人とのして具体的な取組

○けやきの村衛生委員会

10月27日～11月5日、障害者虐待防止チェックリストを法人全職員を対象に実施し、けやきの村衛生委員会にて、その集計結果について検討。集計結果及び検討内容を各施設へデータを送り職員へ回覧にて周知を行う。（毎年実施）

○虐待防止・権利擁護委員会の取組み

・障害者虐待防止チェックリストの集計結果の分析

その分析から「どちらとも言えない・不適だと思わない」を選択している職員も一定数いるため虐待防止ポスターを作成し各施設に掲示しているところ。（どちらとも言えない・微妙だと思われる案件はグレーゾーンであり、このグレーゾーンは虐待の芽であると認識し、このグレーゾーンを無くしていくというポスターである。）

・虐待案件もしくは、虐待が疑われるような案件がないか、各施設で持ち寄り検討を実施

○事故・ヒヤリハット報告書、意見箱の活用

虐待の芽が隠れていないかチェック

○虐待防止マニュアルの定期的な見直し



けやきの村利用者	49名	-9.3%	26名	62名
青松苑利用者	26名	-3.7%	10名	32名
静心園利用者	44名	± 0%	21名	36名
他法人入所施設利用者	1名		1名	0名
在宅障害者	143名	+151%	109名	228名
合計	263名	+44.5%	167名	358名

【評価と課題】
4月から相談支援専門員が4名体制となり計画作成及びモニタリング報告書作成の数を順調に増やすことができた。今後も契約数を増やすように努めていく。担当するケースが多くなるほどケース一人にかかる時間が少なくなったしまう弊害も考えられるが、できる限り利用者のニーズに沿った形での相談支援を継続していくよう心がける。昨年度に引き続き、他の相談支援事業所から利用者が引継ぐ機会があったが利用者・家族に迷惑を掛けないように円滑に受け入れることができた。今後も相談支援専門員が4名配置されている強みを生かし、福島市や基幹相談支援センター、各相談支援事業所、サービス提供事業所と連携し情報の共有、協力体制の強化をしながら質の高い相談支援体制を作る必要があると考える。

第4 社会福祉法の施行に伴う対応について
①苦情解決責任者・苦情受付担当者：第三者委員からなる苦情解決委員会において福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図るための苦情解決制度の推進に努めた。
△苦情解決委員会の開催
日時：令和3年6月23日(水) 午前11時～
場所：けやきの村2F集会室
出席者：第三者委員・理事長・常務理事・各事業所苦情解決責任者
△苦情の内容：下記のとおり

受付件数	処理件数	苦情内容					
		職員のサービス対応内容	説明情報提供	被害・損害事故	権利侵害	その他	
けやきの村 就労支援事業所	3	3	2	-	-	1	-
合計	3	3	2	-	-	1	-

△第三者委員相談会の開催
日時：令和3年10月13日(水) 午前9時30分～
場所：入所施設3施設(zoom)及び、けやきの村2F集会室
出席者：第三者委員・理事長・常務理事・各事業所苦情解決責任者
【評価と課題】
令和3年度はコロナ禍の影響で、入所施設のけやきの村・青松苑・静心園の入所者の声を第三者委員にオンラインにて聞いていただく相談会を開催した。職員には直接言いづらいこと等、利用者の生の声を聞いていただいた後、全体で報告会を開催した。施設に対する感謝の言葉、新しい利用者とのコミュニケーションのあり方等の意見をもらい共有、改善に繋げた。利用者の支援のサービスの質の向上のため大変重要なことであるため、令和4年度以降も継続していきた。
②各施設に意見箱を設置し、利用者の意見を汲み上げ更なるサービスの質の向上、施設環境の整備充実に努めた。

感謝の言葉	意見内容						
	給食	対利用者	職員の接遇	設備・環境	自販機	その他	
けやきの村	2	1	0	2	5	0	6
静心園				1			

③法人の機関報として「けやきの村便り」を年3回発行し、サービス内容に関する情報の提供、財務諸表・事業報告書等の開示を行い事業の透明性に努めた。
④平成26年3月31日から法人のホームページを開設し、サービス内容に関する情報の提供、財務諸表・事業報告書等の開示を行い事業の透明性に努めた。
令和3年度におけるトータルスコア：90回(前年度比+16回)
けやきの村：30回
青松苑：11回
静心園：24回
桃の里：22回
相談支援：3回

【評価と課題】
意見箱の導入以前から、各施設において自治会との意見交換や直接施設長はじめ職員に要望や意見を伝えやすい環境を整備してきたこともあり、苦情の件数は少なかった。しかし、平成29年度に「意見箱」を設置すると、たくさんの意見、要望が出されるようになり、その後、職員間で協議し、迅速な対応、結果の公表等で丁寧に実施してきた結果、件数としては落ちてしまっている。また、毎年実施している利用者満足度調査においても、おおむね良好であるとの評価をいただいている。今後は重複の利用者等の意見を表明することができない方々の意見、要望をどのようにみ取っていくかが課題である。意見決定支援とともに重要な支援であるので、職員間での共通認識を図ったうえで具体的な支援につなげていきたい。
また、情報公開については、機関紙やホームページをフルに活用し、新しい情報やご利用者の生活の状況がいち早く家族に届けられるようにしていきた。

第5 施設利用者へのサービスの提供について
施設利用者個々の特性を把握し、その人に適した生活支援、健康管理、就労支援、職業指導および必要な機能維持のための訓練、介護を行い、適切かつ効果的なサービスの提供に努めた。
1. 支援方針の確立
年度当初において、施設利用者個々の様態に適した支援方針を確立し、支援を行った。また、年度途中においてモニタリングを実施し、当初の支援方針に基づいたサービスが提供されたかどうか、支援の効果が適切であったかどうか、施設利用者の充足度や今後の課題等について話し合いを行い、計画の達成度等について分析評価し、施設利用者の意向を尊重しながら支援方針の見直しを行った。

II. 地域生活移行の推進
障害者総合支援法の大きな目標の一つである地域生活への移行について、けやきの村の就労事業における入所利用者を対象に地域生活体験事業を計画し、プログラムに沿って1名が体験を実施した。まだ地域移行には至っていないが引き続き地域生活移行に向けて支援を行っていく。
また、就労の入所利用者のグループホームを中心とした地域生活移行を具体的に進めるためにも、グループホームを有する法人等と連携し計画的な体験事業の充実を図り、利用者本人の動機付けはもちろん、地域生活移行についての父兄の理解を深める機会と考え、今後も様々な体験を計画的継続的にできるよう推進していく。

III. 各種訓練等の実施
①施設利用者の社会適応性を培うために外出が困難な方を対象に介護外出、介護散歩を実施した。
【介護外出】(買物支援)
けやきの村 141回 315名参加 (生活 79回、延べ 209名参加)
(就労 62回、延べ 106名参加)
青松苑 31回 52名参加
静心園 50回 100名参加
【介護散歩】
静心園 8回 15名参加
①一泊旅行、バスハイク、日帰り旅行、年末年始帰省は、コロナ禍のため中止した。

IV. 各種行事の実施
①毎月実施したもの
誕生日会・園長相談、各種クラブ活動・喫茶・創作活動・生産活動・買物支援・集団リハ・集団レク
②季節毎に実施したもの
花見・納涼祭・老人の日を祝う会・勤労に感謝する会・芋煮会・クリスマス会・新年会
成人の日を祝う会・節分・ひな祭り
③その他
開園記念日・事業開始記念日・福島市福祉作品展への出品・ゲーム大会

V. 健康管理
①結核検診・成人病検診 年2回
②体重測定・血圧測定 毎月

④嘱託医の出務
けやきの村生活介護事業所、静心園は毎週1回、けやきの村就労支援事業所、青松苑は毎月2回出勤して、施設利用者の健康管理にあたった。

⑤機能訓練の実施
けやきの村、青松苑生活介護事業所は理学療法士が、静心園は作業療法士が、個別リハビリテーション計画に基づいた訓練を実施した。
また、桃の里においても希望する利用者に対して理学療法士と作業療法士が無料でリハビリ訓練を実施した。

⑥インフルエンザ感染予防のため、利用者及び全職員が予防接種を受けた。令和3年度は、コロナ感染症対策により、インフルエンザ・コロナの感染者は発生しなかった。

利用者	けやきの村	青松苑	静心園	桃の里	相談センター
利 用 者	0	0	0	0	0
職 員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

⑦口腔ケア対策として、歯磨き指導、歯石等をけやきの村・青松苑・静心園で行った。

⑧平成24年度から「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」に伴い介護職員による喀痰吸引等の実施のための制度が整備されました。それに伴い、施設・事業所として喀痰吸引等の医行為を実施するため、「登録特定行為事業者」「登録不特定行為事業者」として福島県に登録している。

障害者支援施設けやきの村
・登録番号 072000014 (特定)
事業開始登録：平成24年4月1日
実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為
○口腔内の喀痰吸引
○鼻腔内の喀痰吸引
○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
・登録番号 0710000202 (不特定)
事業開始登録：平成27年8月1日
実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為
○口腔内の喀痰吸引
○鼻腔内の喀痰吸引
○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
・登録番号 072000030 (特定)
事業開始登録：平成25年12月1日
実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為
○口腔内の喀痰吸引
○鼻腔内の喀痰吸引
○気管カニューレ内部の喀痰吸引
○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
○経鼻経管栄養
・登録番号 0710000180 (不特定)
事業開始登録：平成25年12月1日
・登録番号 072000015 (特定)
事業開始登録：平成24年4月1日
実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為
○口腔内の喀痰吸引
○鼻腔内の喀痰吸引
○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
・登録番号 0720000195 (不特定)
事業開始登録：平成27年5月1日

障害者支援施設静心園
⑨障害者支援施設静心園を喀痰吸引等(特定行為)の行為として登録し研修を行った。
(登録番号 0720006、登録日 平成28年8月10日)
・研修実施日 第1回：令和3年7月1日～28日(6日間)
第2回：令和3年10月11日～12日(2日間)
・受講者 基礎 6名
実地 17名

VI. 給食
①給食サービスの提供にあたっては、委託先の栄養士と連絡を密にするとともに、各施設の給食委員会にも同席してもらい利用者の要望等を直接伝えることにより、献立・給食の提供方法等に反映させ、利用者の満足度を高めることに努めた。
②アンケート方式による嗜好調査を実施し、その結果を献立に反映させた。
③毎月1回給食委員会を開催し、施設利用者の要望等を取り入れ献立に反映させた。
④施設利用者の要望に基づき、選択メニュー、鍋物、バイキング形式の食事を提供した。
けやきの村 選択メニュー 50回
青松苑 選択メニュー 49回
静心園 選択メニュー 42回 (バイキング等を含む)
⑤受託業者のおすすめ献立等を積極的に取り入れ、メニューの充実に努めた。
⑥栄養スクリーニングにより個々の健康状態を把握し、栄養マネジメント会議において、関連多職種共同で栄養ケア計画を作成して、アセスメント・モニタリングの実施により個々の栄養管理を行うとともに必要に応じて栄養相談を実施した。
⑦栄養士連携会を毎月1回開催し、給食に関する打合せを行い、給食の質の向上に努めた。

VII. 身体障害者短期入所事業の実施について
指定短期入所事業所けやきの村および静心園において実施した。

短 期 入 所	けやきの村	静 心 園
延 利 用 人 員	157人 (前年度比+38人)	6人 (前年度 + 1人)
延 利 用 日 数	565日 (前年度比 - 2日)	158日 (前年度 + 72日)

【評価と課題】
施設利用者の生活の充実や就労への意欲の喚起、安全の確保、健康の維持等生活全般にわたる支援に関しては、これまでいいということではなく、常にもっとよくしていくという意識を全職員が持ってサービスの提供にあたることを徹底していかたい。そのため各事業所は、業務の改編に取組んだが、理事長・常務理事もそのサポートのため定期的に事業所に赴きサポート展開を行った。今後も各部署、担当が常に最善を目指して考え、実際にサービスとして提供することを日々実践する組織にしていきたい。

第6 就労支援及び就労継続支援について
①施設利用者の重度化、高齢化による作業能力の低下があるなかで、各企業からの受注の確保および新規開拓に努め、次の工賃配分実績をあげた。

けやきの村	年間事業収入 18,199,925円 (前年度比 + 6.3%)
	月平均工賃 (B型) 20,336円 (前年度比 + 1.2%)
	" (移行) 7,130円 (前年度比 + 32.0%)
	" (生活) 872円 (前年度比 - 9.5%)
青松苑	年間事業収入 4,040,201円 (前年度比 + 3.2%)
	月平均工賃 (B型) 23,080円 (前年度比 + 6.7%)
	" (生活) 4,545円 (前年度比 + 13.6%)

②就労移行支援事業所(けやきの村)においては、ハローワークや障害者就業・生活サポートセンター等との連携の中で、一般企業等への就職者を1名輩出。また、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、その基礎づくりに努めた。
・一般企業等就職者数 1名
・フォローアップ支援(職場訪問)者数 2名
③特別支援学校の生徒の卒業後の進路対策(卒業後の利用先)として、下記のとおり1名の生徒の実習受け入れを行った。

学 校 名	けやきの村	青 松 苑
県立大磐支援学校	高等部2年	1
市立ふくしま支援学校	高等部2年	1

【評価と課題】
令和3年度はコロナ禍のなか、前年度に引き続きけやきの村・青松苑とともに就労継続支援B型の月額平均工賃が20,000円を超えることができた。入所利用者と通所利用者の割合も年々通所者が増加してきており、工賃そのものが生活の基盤を支える大きな柱になってきている。けやきの村においては、利用者のニーズに応じた利用日数・利用時間に個別に対応し、利用率のアップと安定した作業の確保で工賃向上に努めていく。青松苑においては、協力企業と連携を密にして工賃向上に努めていく。
ただし、青松苑の就労継続支援B型は定員が10名であること、入所利用者の高齢化が進んでいること等も検討しながら、建物の耐用年数が迫ってきているということも含めて、事業そのものの見直しも検討していきたい。
就労移行については、定員利用を達成するため関係機関との連携を図り人材確保に努めていく。

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額			
構築物	(本部拠点)桃の里西側掘壁 他	—	水害対策等	2,208,855	1,650,988	557,867			
	(青松苑拠点)福島市上水道設備 他	—	上水道設備等	10,334,820	8,153,380	2,181,440			
	(静心園拠点)福島市上水道設備 他	—	上水道設備等	10,754,000	9,561,342	1,192,658			
	(桃の里拠点)福島市上水道設備 他	—	上水道設備等	11,130,100	10,235,535	894,565			
機械及び装置	小計					4,826,530			
	(けやきの村拠点)太陽光発電システム	2015年	第一種福祉事業である、けやきの村で使用している	45,360,000	19,179,720	26,180,280			
	(けやきの村拠点)自動製本機	2019年	第一種福祉事業である、けやきの村で使用している	1,846,800	726,253	1,120,547			
	小計					27,300,827			
車輌運搬具	(けやきの村拠点)日産キャラバンリフトバス他13台	—	利用者送迎用・通院用・作業運搬用・除雪用	28,677,492	25,511,154	3,166,338			
	(青松苑拠点)日産キャラバンリフトバス他8台	—	利用者送迎用・通院用・作業運搬用・除雪用	16,250,950	13,604,365	2,646,585			
	(静心園拠点)日産キャラバンリフトバス他11台	—	利用者送迎用・通院用・除雪用	23,267,991	22,039,620	1,228,371			
	(桃の里拠点)トヨタハイエースリフトバス他5台	—	利用者送迎用・除雪用	7,358,787	7,028,923	329,864			
器具及び備品	(相談支援センター拠点)日産キューブ他8台	—	利用者訪問用	4,240,010	3,522,471	717,539			
	小計					8,088,697			
	(本部拠点)マイナーバー対応パソコン 他	—	マイナーバー管理用等	3,082,986	3,018,088	64,898			
	(けやきの村拠点)電動ベット 他	—	利用者専用品等	89,675,280	74,108,138	15,567,142			
器具及び備品	(青松苑拠点)ギャラップ 他	—	利用者専用品等	29,454,441	22,349,089	7,105,352			
	(静心園拠点)電動リモートコントロールベット 他	—	利用者専用品等	63,753,789	57,713,560	6,040,229			
	(桃の里拠点)特殊入浴装置 他	—	利用者専用品等	13,167,817	11,654,202	1,513,615			
	(相談支援センター拠点)複写機 他	—	事務機器等	1,437,408	1,437,402	6			
権利	小計					30,291,242			
	(けやきの村拠点)上水道加入権	—	上水道加入権	1,297,800	1,297,800				
	(青松苑拠点)上水道加入権	—	上水道加入権	756,000	756,000				
	(静心園拠点)上水道加入権	—	上水道加入権	756,000	756,000				
ソフトウェア	(桃の里拠点)上水道加入権	—	上水道加入権	360,500	360,500				
	小計								
	(けやきの村拠点)/パソコンソフト財務	—	会計用ソフト	199,500	199,500				
	(相談支援センター拠点)応研福祉大臣の導入	—	会計用ソフト	475,200	467,280	7,920			
退職給付引当資産	小計					7,920			
	(けやきの村拠点)上水道加入権	—	県社協退職共済掛金	103,901,283		103,901,283			
	東北電力社債 みずほ証券福島支店	—	将来における施設の建築に備えることを目的として積立てた債券	10,000,000		10,000,000			
	国庫債券 みずほ証券福島支店	—		60,000,000		60,000,000			
建設積立資産	地方公共団体債券 みずほ証券福島支店	—		100,000,000		100,000,000			
	債務返済機構債券 みずほ証券福島支店	—		99,839,000		99,839,000			
	東京電力社債 みずほ証券福島支店	—		103,485,000		103,485,000			
	小計					373,324,000			
人件費積立資産	国庫債券 みずほ証券福島支店	—	職員の給与及び賃金等、施設運営における職員の処遇に必要な経費等を目的として積立てた国庫債券	229482000		229,482,000			
修繕積立資産	決済用預金 東邦銀行飯坂支店 N o 497140	—	将来における建物等の修繕を目的として積立てた預金	5,000,000		5,000,000			
	国庫債券 東邦銀行飯坂支店	—	将来における建物等の修繕を目的として積立てた国庫債券	30,018,000		30,018,000			
工賃変動積立資産	小計					35,018,000			
	普通預金 東邦銀行飯坂支店	—	利用者に一定の工賃水準を保障するための積立金	2,376,745		2,376,745			
	定期預金 東邦銀行飯坂支店	—	就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業務への展開を行うための設備等の導入のための定期預金	1,225,645		1,225,645			
	その他の固定資産合計					859,237,922			
固定資産合計									
資産合計									
II 負債の部									
1 流動負債									
事業未払金	3月分給食費他	—	—	—	—	63,041,347			
1年以内返済予定融資勘定金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	11,050,000			
預り金	公衆電話預り金	—	—	—	—	6,468			
職員預り金	3月分社会保険料等	—	—	—	—	2,819,310			
賞与引当金	職員賞与引当金	—	—	—	—	35,822,000			
未払法人税等	令和3年度法人市民税・県民税	—	—	—	—	41,900			
流動負債合計									
112,781,025									
2 固定負債									
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	33,150,000			
退職給付引当金	県社協退職共済掛金	—	—	—	—	103,901,283			
固定負債合計									
137,051,283									
負債合計									
249,832,308									
差引純資産									
1,694,787,676									

監査監査報告書

令和4年5月24日

社会福祉法人けやきの村
理事長 岸山信吾

監事 長嶋辰郎
監事 前田義健

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の監査の取扱いについて監査を行いました。その方法及び結果について、次のように報告いたします。

1. 監査の方法及び内容
 各種会計帳簿と会計凭证を調査し、個別と組織及び会計年度と監査の範囲に跨るところに、資金の収支額と会計年度との合致性に着目し、理察及び監査員長らとの監査の執行状況について相談を受け、原則として定期的に、直面した問題を認め、直面した問題を監査報告書に記載し、監査意見が形成される際の検討を実施しました。以上の方法により、協議会計監査による審査程度及びその問題明確化について検討いたしました。

さらに、会計帳簿にはこれに関する資料の開示を行い、当該会計年度による計算開示書類(計算開示書類及びその附属明細書)及び財務目標について検討しました。

2. 監査の結果
 (1) 事業報告書の監査結果
 ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、出入の状況を正しく示しているものと認めます。
 ② 理事の職務の運行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 特別会計報告書の監査結果
 特別会計報告書及び特別会計の監査結果
 特別会計報告書及び特別会計の監査結果を全ての重要な点において適切に示しているものと認めます。

以上

職員異動状況

■新規採用者

- ◆けやきの村
 - （令和3年8月1日）
東海林 二郎（就労B型 職業指導員）
 - （令和3年10月1日）
菅野 瑞貴
(生活介護 生活支援員) 4/1より事務員兼務
 - （令和3年12月1日）
佐藤 瑞穂（就労B型 生活支援員）
 - 熊谷 潤也（生活介護 生活支援員）
 - 齋藤 拓実（就労B型 職業指導員）
 - （令和4年1月1日）
福原 知紗（就労B型 職業指導員）
 - 高石 由佳子（生活介護 生活支援員）
 - （令和4年5月9日）
板垣 健司（就労B型 職業指導員）
 - （令和4年5月23日）
田村 かおり（就労B型 職業指導員）
 - （令和4年5月30日）
佐藤 陽一（生活介護 生活支援員）
- ◆青松苑
 - （令和3年10月15日）
吉田 純子（生活介護 生活支援員兼事務員）
 - （令和4年4月1日）
横山 愛香（生活介護 生活支援員）
- ◆静心園
 - （令和3年11月1日）
菅野るな（生活介護 生活支援員）
 - （令和4年4月21日）
北村 士郎（生活介護 生活支援員）
- ◆相談支援センター
 - （令和4年3月7日）

松崎 亜由美（ヘルバーステーション 訪問介護員）
清野 純一（ヘルバーステーション 登録ヘルパー）

□退職者

- （令和3年9月30日付）
奥石 哲弥（けやきの村 サービス管理責任者）
- （令和3年10月31日付）
加藤 宏和（けやきの村 職業指導員）
- （令和3年12月10日付）
遠藤 佳奈（青松苑 事務員）
- （令和3年12月31日付）
伊藤 麻奈美（けやきの村 生活支援員）
- 福田 美穂子（けやきの村 生活支援員）
- （令和4年2月28日付）
加藤 広子（居宅介護 介護支援専門員）
- （令和4年3月31日付）
佐藤 武美（けやきの村 常務理事兼園長）
- 渡辺 実（青松苑 苑長）
- 狩野 真（青松苑 生活支援員）
- 中村 京子（青松苑 生活支援員）
- 高岡 佑磨（静心園 生活支援員）
- 上田 亜希子（桃の里 介護員）
- （令和4年4月30日付）
齋藤 茉里香（けやきの村 職業指導員）
- 武田 多恵（ヘルバーステーション 登録ヘルパー）
- （令和4年6月30日付）
久間木 恒規（けやきの村 職業指導員）

□異動者

- （令和4年4月1日付）
○本部
佐藤 真悟（法人書記・けやきの村より）

○けやきの村

菅野 義則（常務理事兼園長・静心園より）
金井 智子（総務係長兼看護師・青松苑より）
鈴木 文章（作業療法士・静心園より）
齋藤 裕裕（生活介護 主任生活支援員兼サービス管理責任者・静心園より）

○青松苑

野地 与一（苑長・けやきの村より）
小板橋 潤（看護師・けやきの村より）
高橋 清也（生活介護 生活支援員・けやきの村より）

○静心園

明珍範之（理学療法士・けやきの村より）
佐藤道信（生活介護 生活支援員・青松苑より）
阿部拓馬（生活介護 生活支援員・けやきの村より）

○桃の里

菅野千晶（介護員・けやきの村より）
○相談支援センター
渡邊純子（居宅介護 地域包括 事務員兼地域支え合い推進員・桃の里より）

□昇格

- （令和4年4月1日付）
斎藤 美恵子（静心園・園長）
佐藤 真悟（本部・法人書記（課長））
安西 裕之（けやきの村・総務係長）
須藤 久美子（けやきの村・主任生活支援員）
大内 とも子（青松苑・主任生活支援員）
西川 愛香（静心園・主任生活支援員）
紺野 雄太（静心園・主任生活支援員）

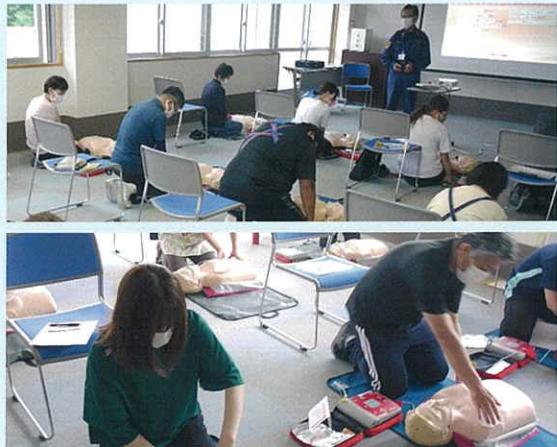
中野小学校鼓笛パレード

5月17日、中野小学校生12名の方がけやきの村に来て、鼓笛パレードを披露していただきました。小学生皆様の素敵な演奏に、利用者様・職員ともに元気をいただきました。



普通救命講習会

7月6日、7月13日に飯坂消防署の方を講師に招いて普通救命講習会を開催しました。講習会では、身近な人の命を救うための「心肺蘇生法」や「AEDの取り扱い」について学びました。



委員長	西 裕之	（けやきの村）
委員	石添 弘行	（法人本部）
員	山田 将	（けやきの村）
員	木藤 慎嗣	（けやきの村）
員	斎藤 浩治	（青松苑）
員	荒木 晴登	（けやきの村）
員	大橋 重紀子	（桃の里）
後藤	一成	（相談支援センター）

さて、今年度は次のメンバーにて機関誌の編集を行っていきます。
よろしくお願いします。

実りの秋はもうそこで
す。よく食べ、よく身体を
動かしながら元気に頑張つ
ていきましょう！！

9月に入り、朝夕はひと
きわ冷え込むようになり、
次第に秋の気配を感じられ
るようになってきました。
寒暖差による体調管理、
更にいまだ続くコロナ対策
などと様々な事を求められ
るこの時期、頑張っている
自分にご褒美をあげたくな
りますね。

編集後記